平成２９年（フ）第７０４号
千葉県市川市妙典１丁目７番10―303号　（グランシャリオ）
債務者　藤井　幸紘
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７０６号
千葉県八千代市八千代台東１丁目５番２号メゾン八千代台602号
債務者　神保　正明
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３８号
千葉県市川市下貝塚２丁目24番12号　（ハイツフレグランスＢ―201号）
債務者　加藤　里弥
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７７１号
千葉市若葉区貝塚２丁目６番９号　ワイエムハイツ105号
債務者　渡邉　晴信
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８０５号
千葉県浦安市海楽２丁目２番10号　スカイハイツ（102）
債務者　金川　　猛
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
岐阜県中津川市付知町6755番地５
債務者　今井　英明（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３０６号
兵庫県姫路市香寺町中仁野78番地15
債務者　堀内　光伸
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市香寺町中仁野78番地15
債務者　堀内　明子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３７号
広島市東区温品町182番地９
債務者　三保　正徳
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷124番地　ユリアハイツⅡ　110号、旧住所長崎県長崎市上戸町３丁目６番20号　１Ｆ左
債務者　前田　　愛
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
愛知県豊橋市東光町150番地１（２）
債務者　千嶋　雅己
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１１４号
愛知県豊川市古宿町市道108番地の４　シティロード202号、従前の住所埼玉県深谷市萱場３番９号
債務者　大谷　和寛
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１１９号
愛知県豊橋市東幸町字東明155番地１（103）
債務者　春日井　誉
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３０５５号
大阪府枚方市天之川町２番139―103号
債務者　須貝　周三
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１６号
大阪市西成区梅南１丁目６番15号
債務者　山下一十三
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２３３号
大阪府高槻市柳川町２丁目20番３号、前住所大阪府高槻市宮之川原元町11番８号
債務者　長村　幸恵
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０号
愛知県豊橋市高師町字西沢141番地２
債務者　加藤エリザベスこと　カトウ　エリザベス　ベルナンディーノ
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部